

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議事録（令和８年度第２回）

日時 令和８年７月２２日（水）
午前１０時から午前１１時１５分まで
会場 愛知県庁本庁舎 正庁

開会 高等学校教育課主査
教育長挨拶 愛知県教育委員会教育長
議長挨拶
副議長挨拶

議長 諮問事項である「「特色選抜」の在り方について」の「まとめ」を、専門員会の議長である梅田委員から報告してほしい。

梅田委員 専門員会に付託された事項について、慎重に検討を行った結果、専門員会としてのまとめを得たので、資料に基づいて報告する。
本協議会からの付託事項は、次のとおりである。

I 付託事項（令和８年５月２０日 協議会議より付託）
「特色選抜」の在り方について

専門員会の経過と協議の概要は、次のとおりである。

II 専門員会の経過と協議の概要
第１回 令和８年６月４日（木）
第２回 令和８年６月１８日（木）
２回の専門員会を開催し、慎重に協議を行った結果、「令和８年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会まとめ」のとおり結論を得た。

次に、専門員会での協議経過を報告した後、まとめの内容を読み上げながら、補足説明を行う。

まず、専門員会での協議経過の概要である。

第１回の専門員会では、事務局から諮問に至った経緯や、事務局が論点整理した「まとめの案」の説明を受けた。説明の中で、令和３年度専門員会において特色選抜の導入に向けた制度の具体的内容を協議した際、「実施できる高等学校・学科及び出願資格」「定員枠」「選抜日程及び推薦選抜との併願」「入学検査」の４項目を協議事項としたことが示された。そのうえで、事務局から「実施できる高等学校・学科及び出願資格」「入学検査」の

2項目を検討する提案が出された。そのため、まず、専門員会において、この2項目以外の「定員枠」「選抜日程及び推薦選抜との併願」を検討する必要があるか、また、他に検討する項目があるかについて協議を行った。

その結果、検討する項目は、「実施できる高等学校・学科及び出願資格」と「入学検査」の2項目とした。

専門員から、検討する2項目に関する質問や、「まとめの案」に対する意見が出され、第2回専門員会の協議において、改めて協議を行うことの確認をして終了した。

第2回の専門員会では、「実施できる高等学校・学科及び出願資格」「入学検査」について、最後に、「実施時期」の協議を行い、専門員会としてのまとめを得られたので、協議を終了した。

以上が、2回の専門員会における協議の経過と概要である。

続いて、「専門員会のまとめ」の内容について説明する。「専門員会のまとめ」の各項目には、最終的な結論のみを記しているので、補足を加えながら、説明する。

令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議専門員会
ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

「特色選抜」の在り方については、次のとおりとする。

1 実施できる高等学校・学科及び出願資格については、次のとおりとする。

(1) 実施できる高等学校・学科については、すべての高等学校・学科とする。

(2) 出願資格については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、学習する強い意欲を有する者のうち、当該高等学校長が次のアからウまでの中からあらかじめ選択した一つ又は二つ若しくは全てについて、そのいずれかを満たす者とする。

ア 当該高等学校・学科の教育内容に関連する明確な進路目標を有する者

イ 当該高等学校・学科の教育内容に関連する分野で優れた能力又は顕著な実績を有する者

ウ 当該高等学校の地域に根差した特色ある取組を理解

し、学んだ内容を基に地域社会に貢献する意志を有する者

これについて補足する。

現行制度では、「実施できる高等学校、学科及び出願資格」をタイプ別に分けており、職業学科では多くの高等学校が実施しているのに対し、普通科では実施校に限られ、志願者が選択できる機会に差が生じていることが課題であった。

普通科が実施するためには、特別な教育課程やコースを設置していることが条件であり、多くの普通科においては、特別な教育課程やコースが設置されていないことから、実施しにくい状況が生じている。

さらに、コースを設置していても、例えば、「医療・看護コース」や「教育コース」では、中学校段階の学びの中で、コースに関連した能力や実績を提示することが難しい状況にある。

そこで、実施できる高等学校・学科をすべての高等学校・学科とし、出願資格をまとめのようにするすることで、学科、コースの特性に合わせて、高等学校は意欲、能力、地域貢献の中から出願資格を設定できるようにした。

これにより、これまで特色選抜を実施しにくかった高等学校・学科で実施しやすくなり、実施校が増えることで、志願者の選択肢が広がり、志願者は自らの興味・関心や得意分野に応じた、より具体的で柔軟な進路選択が可能になると考えた。

なお、現行制度では、専門学科のうち、音楽科、美術科は推薦選抜における「当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者」と特色選抜の出願資格が酷似しているという理由で、特色選抜の対象から外していたが、まとめのとおりとなれば、特色選抜も実施できることとなる。ただし、実施するか否かは、当該高等学校長の判断による。

ここで、この協議に関連して、中学校、高等学校の立場の専門員から、「現行制度では、特色選抜は大学科ごとに実施の有無を決定する必要があるが、各高等学校が特色をより詳細に示すために、今回の改善を機に、小学科ごとに実施されるとよい。」という意見が出された。

これについては、制度の運用面での変更であるため、小学科ごとに実施の有無を決定できる方向で検討することを事務局に提案し、具体的な運用については、事務局に任せることとした。

2 入学検査については、次のとおりとする。

(1) 面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長が定めるいずれか一つ又は二つを行う。

これについて補足する。

現行制度では、面接が必須であり、かつ、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうちから1つを実施することとしているが、過去の本協議会議においても、「作文、プレゼンテーション、特別検査は特色選抜の検査として理解できるが、基礎学力検査には違和感がある。」という意見が出されていた。

今回の専門員会においても、高等学校の立場の専門員から、「面接とプレゼンテーションをともに実施する場合、質問内容の住み分けが難しい。」、中学校の立場の専門員から、「高等学校が入学を求める生徒像や特色ある教育課程、取組などに適した入学検査を選択できるようになることにより、志願者が自分の強みや個性を発揮しやすい入学検査となる。」との意見が出された。

そこで、面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、いずれか一つ又は二つを行うことができることで、志願者の意欲を評価する面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査が入学検査の中心に位置づけられ、志願者や保護者にとって、特色選抜が学習する意欲や進路目標などを評価する入学者選抜であることが分かりやすくなると期待される。

さらに、入学検査を一つ又は二つ、そして基礎学力検査を含めると三つまで選択できることで、高等学校が入学を求める生徒像や特色ある教育課程、取組などに適した入学検査を選択できるようになり、志願者にとっても、自分の強みや個性を発揮しやすい入学検査となると考えた。

(2) (1)のほか、高等学校長は基礎学力検査を行うことができる。

これについて補足する。

基礎学力検査は、面接、プレゼンテーションなどとは異なり、志願者の意欲を評価する検査としては適さない印象がある。一方、高等学校は、状況によっては、志願者が当該高等学校・学科の教育課程を履修するために必要な学力を有しているかを判断することも必要となることがある。

そこで、基礎学力検査を必須の選択肢から外し、各高等学校が必要に応じて実施の可否を選択できるようにした。

入学検査の協議の中で、中学校の立場の専門員から、「志願者の個性を見るため、面接、プレゼンテーションのいずれかを必ず行うようにしてはどうか。」との意見が出された。

それに対して、高等学校の立場の専門員から、「面接やプレゼンテーションだけが個性を表現できる検査ではなく、それぞれの高等学校が自校の特色に応じた方法で、志願者の力を評価するこ

とが望ましい。」との意見が出され、反対意見はなかったため、専門員会としては、まとめのとおりとした。

入学検査に関連して、前回の本協議会議において、検査内容に口答試問を加えてはどうかという意見が出された。これについては、令和3年度の専門員会においても、口答試問や小論文を加えてはどうかなど、検査内容を加えることについての意見が出された。その際、過去に行っていない新たな検査は、中学生が準備する必要がある、過度な負担となるとともに、中学校での指導が困難になるという意見が出された。また、根拠を示しながら意見を述べる小論文は、中学校の学習内容外になるという意見が出され、現行制度のとおりとなった経緯がある。このことを踏まえ、検査の追加も検討したが、改めて検査を加えないこととした。

3 その他の事項については、現行のとおりとする。

これについて補足する。

まず、「実施できる高等学校・学科及び出願資格」「入学検査」以外の項目について、検討する項目があるかの協議を行った。

令和3年度専門員会において協議項目とした4項目のうち、「定員」は、上限を募集人員の20%として高等学校が定めることとしているが、実施校で多少差異はあるものの、平均すると志願者数は募集人員の概ね12%であり、現行のルールで、各実施校は実情に応じて適切な募集枠を定めることができることから、現行制度のとおりでよいと判断した。

また、「選抜日程及び推薦選抜との併願」について、前回の本協議会議において推薦選抜より早期の実施としてもよいのではとの意見が出されたが、選抜日程の変更や推薦選抜との併願について協議を行うと、特色選抜だけでなく、全日制課程の選抜全体に関わる内容となり、今回の付託事項の範囲を超える内容であるため、専門員会において、協議事項にはあたらないと判断した。

併せて、その他協議すべき項目を検討したが、検討すべきであるという意見は出されず、以上のことから、まとめの1、2以外の項目は、現行のとおりとすることとした。

4 実施時期については、令和10年度入学者選抜からとする。

これについて補足する。

現行制度において特色選抜を実施しづらかった高等学校・学科でも実施が可能となり、高等学校において、特色選抜を実施するかどうか、実施するならば求める生徒をどのように示すかなど、実施に向けた検討や準備に時間が必要であること及び志願者、保護者及び中学校への説明が必要であることから、現在の中学校2

年生を対象とする令和 10 年度入学者選抜から実施することとした。

なお、本日の会議で認められた場合、令和 10 年度の入学者選抜からの実施になるが、中学生と保護者、中学校に対して、また、実施の有無を検討する必要がある高等学校へ早期に、かつ、丁寧な周知を事務局には願います。

専門員会からの報告は、以上である。

議長

専門員会のまとめについて質問はあるか。

伊藤正委員

現行の特色選抜は、実施可能な高等学校・学科のタイプが定められており、実施校の特色が分かりやすい。タイプを廃止し、全ての高等学校・学科で実施できるようにすると、実施校の特色を、中学生や保護者に説明することがかえって難しくなるのではないか。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

全ての高等学校が同一の教育課程を有しているわけではなく、各高等学校にはそれぞれ特色がある。しかし、現行制度において、特に普通科は選択できるタイプが限られるため、特色選抜を実施しにくい状況があった。このため、全ての高等学校・学科で特色選抜を実施できるよう制度を見直した。

専門員会のまとめをお認めいただけたら、各高等学校に特色選抜を実施する際には、自校の特色をより分かりやすく中学校に周知するよう、指示する。

伊藤正委員

令和 5 年 3 月に実施したアンケートで、100 を超える中学校より、推薦選抜と特色選抜の差異を説明することが難しいという声があった。全ての高等学校・学科で実施できるようになると、その違いが分かりにくい高等学校がさらに増えることが懸念される。特色選抜に異議があるのではないが、推薦選抜と特色選抜の違いが中学校に十分伝わるようにしていただきたい。

推薦選抜では、出願資格に「学習成績が優れていること」とあるが、特色選抜は学習成績を出願資格にしていない。そのため、学習面で中学校長からの推薦を得られない志願者が、特色選抜に出願することがある。その際、推薦選抜の志願者が不合格になり、特色選抜の志願者が合格になる場合がある。推薦選抜と特色選抜の趣旨の違いについて中学校が説明できるようにしてほしい。

議長

他に質問はあるか。

加藤広委員

制度の変更により志願者の選択の幅が広がるのはよいことである。一方で、実際に実施校が増え、志願者の受検機会が広がらなくては意味がないと考える。制度を変更することで、特色選抜の実施校が増えることを見込んでいるか。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

全ての高等学校に聞き取りを行ったわけではないが、特色選抜を実施したい意向を示している普通科の高等学校はある。

専門学科の実施校数は高止まりとなっているが、普通科においては実施校が増える見込みである。

松村委員

特色選抜の検査内容について、作文を選択する高等学校が減少し、プレゼンテーションを選択する高等学校が増加するのではないかと考えている。プレゼンテーションを実施することには、どのような有益性があるか。

もう1点質問する。令和9年度入学者選抜から特色選抜を実施しないこととした普通科は2校ある。その2校が実施しないこととした理由は何か。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

プレゼンテーションは、「書くこと」と「話すこと」を組み合わせ、表現力を評価する検査である。

各高等学校が志願者の特性に応じて測りたい力は様々であり、プレゼンテーションは実施できる入学検査の1つとして有益であると考えている。

普通科2校が特色選抜を実施しないこととした理由までは聞き取っていない。

加賀委員

多くの高等学校が特色選抜を実施するようになると、中学生や保護者が推薦選抜と特色選抜のどちらに出願した方がよいのか迷うことになり、中学校においても進路指導がスムーズにできるかどうか危惧が生じる。一方で、高等学校の魅力が増すことで、中学生及び保護者にとって、高等学校の選択がしやすくなる。

県教育委員会が各高等学校に指示するだけでは、各高等学校が特色を示し、特色選抜を実施するようになることは難しいと考えるが、県教育委員会は各高等学校をどのように支援するのか。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

本協議会議でまとめが得られたら、各高等学校へ、改正の意図や運用面について可能な限り早期に周知する。また、特色選抜の実施校が作成する実施要項については、各高等学校の特色の示し方について、事務局から具体的に提示する予定である。特色選抜

の実施について各高等学校が検討できるような体制を可能な限り早く作りたい。

議長

ここから協議とする。

伊豫田委員

特色選抜によって、中学生の進路選択の幅が広がることは望ましいと考えている。一方で、保護者は合格しやすい選抜方法を希望する。推薦選抜と特色選抜について、どのような制度になっているか。

高等学校教育課担当課長
(進路・生徒)

前回の本協議会議で、推薦選抜と特色選抜の可否判定方法の違いについて説明した。どちらが合格しやすいかという観点で比較されることは、課題と考えている。

事務局としては、それぞれの選抜の趣旨を丁寧に周知する。志願者には、自身の強みを発揮しやすい選抜を選んでいただきたい。

議長

私の子どもが、小学生の頃に地域の発明クラブ等で企業の方から指導を受け、刺激を受けた。しかし、中学校に進学するとクラブ活動をやめてしまった。その後、大学の工学部に進学すると再開した。今振り返ると、折角、発明に興味をもち、学ぼうと意欲を持っていたのに、中学校・高等学校の6年間で空白の期間となってしまった。もし当時、入学者選抜のひとつとして特色選抜があれば、活動を継続していたかもしれない。学習やクラブ活動にバランスよく努力する子どもを評価することも重要であるが、一方で、特定の分野に強い興味や優れた能力をもつ、尖ったところのある子どもを評価できるようにすることが、特色選抜を実施する大きな目的である。

高等学校の教員は、入学者選抜に客観性や公平性、公正であることを重視している。特色選抜を全ての高等学校が実施する必要はないが、客観性だけでない評価について、高等学校でも考える機会としてほしい。

小学校、中学校、高等学校の意見はどうか。

山脇委員

海外との交流活動を活発に行っている高等学校や、「総合的な探究の時間」で特色ある講座を実施している高等学校がある。そうした活動に興味があり、参加したいという意欲を持つ中学生が、特色選抜に出願し、プレゼンテーション等の検査を通じて、その高等学校で学びたいという意欲を評価できる点はよい。

高等学校としても、特色選抜の実施を考えることによって、教

育活動の魅力化を図っていくということも考えられる。

堀委員

特色選抜の実施が広がることに異議はない。しかし、公立高等学校の特色、特に普通科の特色を出すことは、現場の教員としては難しいと考える。公立高等学校はどこの高等学校でも一定の水準の教育が保証されているということが大切である。前回の本協議会議では、欠員について話題に上ったが、各地域に一定の水準で学べる公立高等学校があるからこそ重要だと考えている。そのため、欠員数を問題とするべきではない。各高等学校が特色を出すことを競わされるのではなく、入学してきた生徒のために一生懸命教育活動を行うことが教員の務めである。欠員数の多い地域であれば、最初から1クラス当たりの人数を減らして少人数学級とし、手厚い教育ができるようになっていけるとよい。各高等学校に特色を無理に作らせるものではない。事務局は、各高等学校が隣接する学校との差別化を過度に意識することのないように周知してほしい。

鈴木和委員

中学校として、特色選抜の在り方について検討されることはありがたい。新たな制度について、現時点で中学校が心配していることをいくつかお伝えする。

特色選抜を実施するかは高等学校長が決めるとのことだが、実際には何校が実施するのか。今年の入学者選抜においては77校が特色選抜を実施するが、新制度ではどのくらいの高等学校が特色選抜を実施するのか心配している。また、制度の周知をしっかりとしてほしい。

特色選抜で不合格だった場合、一般選抜を受検することになる。つまり、同一校を受検するチャンスが2回あるが、中学生が特色選抜をどのようにとらえて、どのように受検するのかということを心配している。

出願資格についても、生徒や保護者がどこまで出願資格を理解できるか心配しているため、十分な周知を依頼する。

プレゼンテーションについて、中学校として何らかの指導をするが、特色選抜の志願者が増えたときに、どこまで丁寧に指導ができるかという点を心配している。

これらの懸念点と折り合いをつけて、より良い選抜制度になることを期待する。

森委員

中学生や保護者、現場で指導する中学校からは、「推薦選抜と特色選抜のどちらが合格しやすいか、どちらを受検したらよいか」という判断ができず困っているという声が多い。推薦選抜と

特色選抜は、選抜の趣旨が異なり、どちらの選抜も自分の強みを生かした選抜であって、どちらが合格しやすいというものではない。事務局は、このことを十分に周知すればよいのではないか。生徒自らが、自分の強みを考え、自分で選択するという認識が広がれば、全県の中学校で共通した指導が可能になると考える。事務局にはこの考え方を明確に示して頂きたい。

鈴木み委員

専門員会まとめとして出された特色選抜の出願資格について、「明確な進路目標を有する者」「優れた能力又は顕著な実績を有する者」「地域社会に貢献する意志を有する者」とあるが、これは中学生にとっては判断が難しい。中学生や保護者、中学校の教員は、志願者が当該高等学校の出願資格を有していると判断できるのか。

高等学校教育課担当課長
(進路・指導)

ここで示しているものは、基本方針・基本事項として示しているものである。実際には、各高等学校が「明確な進路目標」や「顕著な実績」などの内容を具体的に示し、志願者本人が、出願資格に合致するかどうかを判断しやすいようにする。これまでも中学生や保護者等から出願資格が分かりにくいという意見が出されていたため、分かりやすくしていきたい。

松村委員

一部の高等学校は、学校内での学力差の拡大、大学進学実績低下による志願者の減少といった負の循環に陥っているのではないか。そのため、公立高等学校の魅力向上と情報発信が必要である。具体的には、学校説明会や文化祭など、見学機会を拡大するとともに、地域の企業と連携した探究学習の充実などで、公立高等学校の魅力を高めてほしい。私立高等学校と比較した場合、授業料の無償化があっても修学旅行費や施設管理費などの諸経費を含めると、依然として公立高等学校の方が経済的負担が少ない。経済的負担を抑えられることを学校説明会などの機会を通じて広く周知してほしい。

伊藤正委員

現在、特に半島や山間部において、公立高等学校の欠員が非常に多い状況にある。しかし、これまで地域の子どもの学力や進路実現を支えてきたのは間違いなく公立高等学校である。公立高等学校には期待している。

入学者選抜制度について、高等学校長に説明した内容が、必ずしも全ての教職員に伝わるわけではない。県教育委員会には、各高等学校を訪問し、県立高等学校をどのように支援していくのかというビジョンを示すとともに、教職員全体に浸透させていく取

組が必要である。

高等学校教育課長

県立高等学校へは、学校訪問において学校長以外の教員に対しても、必要な指導を行っている。今後も、引き続き丁寧に伝えていく。

栗木委員

普通科高等学校の魅力化や特色化について申し上げますと、普通科の教育課程は基本的に共通であり、いわば「幕の内弁当」のようなものである。幕の内弁当は、例えば肉が地元ブランドである、魚が高級魚であるなど、部分的な違いから特色は出せるとしても、様々な定番のおかずで構成されるという共通性を有している。そうした共通性が、普通科の特徴であり、工業科や商業科のように、教育課程の差異で特色を出すことはできない。また、特色ある取り組みや教育活動についても、教育課程が共通であるため、実施できることに限りがある。しかし、地域に根差した取り組みや、各高等学校独自の取組など、その高等学校が積み重ねた歴史の中で培ってきたものは、特色になりうる。ただし、こうした特色を充実させていくためには、経済的な支援、物質的な支援など、様々な支援が必要である。中でも、最も必要な支援が人的支援である。働き方改革の時代であり、限られた時間の中で、今までにない成果を出していくためには人的支援が必要である。

また、推薦選抜との違いが分かりにくいという指摘は、特色選抜を導入した当初からある。大学入学者選抜でも高等学校入学者選抜でも、基本は一般選抜である。その上で、多様な資質・能力を有する学生を受け入れるため、大学では学校推薦型選抜や、総合型選抜を実施している。学校推薦型選抜においては、従来の学校的な価値基準の中で優秀な生徒を募集する。一方、総合型選抜においては必ずしも従来の学校的な価値基準ではない部分で活力のある生徒を募集し、受け入れることで、学生の多様化を進め、大学の活性化を進めている。高等学校入学者選抜においても、学校的な価値基準において成果をあげた生徒ではなく、学校的な価値基準では測ることができない長所を持つ生徒が特色選抜を選択すると考えている。中学3年生の時点で、自らの知的好奇心や行動力などの長所を自覚している生徒が特色選抜を選択するのであり、「推薦選抜と特色選抜とではどちらが合格しやすいか」という観点で考えるものではない。推薦選抜と特色選抜のどちらに出願するかは、生徒本人が自らの強みや特性を踏まえて判断すべきものであり、中学校の進路指導においてどちらに出願するとよいかを示す必要はないと考える。

あえて合格可能性という観点から考えるのであれば、合格しや

すい選抜は募集人員が最も多い一般選抜であり、一般選抜で自らに適した高等学校に出願することが最も合格しやすいということになる。現行の入学者選抜は一般選抜が基本となっており、それを前提に、入学者の多様性を確保するための様々な選抜がある、というのが高等学校としての基本的認識である。

議長

他に意見はあるか。

堀委員

この特色選抜が広がっていくことで、高等学校に入学してくる生徒の多様化が進み、生徒間の学力差が拡大すると考える。その中であっても各高等学校では豊かな教育が行われなければならない。

高等学校の価値を進学実績で測ることは間違っている。生徒が高校生活３年間でどれだけ充実した瞬間を感じられるかということが高等学校の価値であり、進学実績というのは、その結果の１つに過ぎない。高等学校の教員として、進学実績などの目先の数字にとらわれない豊かな教育を行いたいと思っているが、そのために人的支援は必要である。現在、働き方改革が進められている一方で、学校や教員に求められていることが多く、教員が自校の魅力について自由に考える時間が足りない。県教育委員会には、こうした状況を踏まえ、人的支援の在り方について検討してほしい。

議長

高等学校は隣接する高等学校でも校風や学校運営の方法が異なる。それぞれの高等学校が自分たちで特色や魅力について考えることが必要である。特色選抜をどうするかという議論をとおして、それぞれの高等学校の特色を考える機会になればよい。

他に意見はあるか。

(特になし)

議長

意見がなければ、専門員会での諮問事項のまとめを、本協議会のまとめとしてよいか。

(異議なし)

議長

異議がないので、そのようにする。
この他に何かあるか。

(特になし)

議長

これで本日の協議を終了する。熱心な協議に感謝する。

閉会の挨拶

愛知県教育委員会教育長

閉会

高等学校教育課主査